平成２１年（フ）第３４９号
奈良市中ノ川町405番地の３
債務者　塩谷　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７０号
奈良市邑地町2994番地
債務者　小北　啓一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９３号
沖縄県沖縄市南桃原１丁目２番16号
債務者　目差絵利子（旧姓村濱）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第９４号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原70番地
債務者　新城美佐枝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第９６号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝５番地
債務者　石嶺　伝作
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０１号
沖縄県うるま市勝連南風原220番地
債務者　仲與根　清
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０４号
沖縄県沖縄市高原７丁目16番24号　レオパレス高原107
債務者　新里　敏也
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市佐野町４丁目24番地
債務者　川久保雅子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１―402号
債務者　成田　公貴
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市長井１丁目８番３号　コーポ南202
債務者　越地　香帆
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５３号
神奈川県三浦市白石町２番20号
債務者　畦地　富雄
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市津久井３丁目21番34―303号
債務者　齋藤　尚志
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市津久井３丁目21番34―303号
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市坂本町５丁目40番地８
債務者　鈴木　勝子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４９号
長崎県南島原市布津町丙2367番地
債務者　**草**野　衣恵
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
熊本県荒尾市桜山町２丁目５番９号
債務者　村田佳寿子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第３９号
熊本県荒尾市東屋形１丁目16番地１　シャルマンⅡ103号
債務者　丸山　光明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４８号
熊本県荒尾市大正町２丁目５番15号
債務者　竹下　英太
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部